

令和元年9月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月高浜市議会定例会は、令和元年8月30日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 同意第5号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第4 | 議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| | 議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について |
| | 議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について |
| | 議案第58号 市道路線の認定について |
| | 議案第59号 平成30年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| | 議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| | 議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について |
| | 議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について |
| | 議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について |
| | 議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について |
| | 議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について |
| | 議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| | 議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | 議案第69号 事業契約の変更について |
| 日程第5 | 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第3回） |
| | 議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回） |
| | 議案第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回） |

議案第73号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第75号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

議案第76号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

日程第6 認定第1号 平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について

日程第7 報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川 義孝

2番 神谷 直子

3番 杉浦 康憲

4番 神谷 利盛

5番 岡田 公作

6番 柴田 耕一

7番 長谷川 広昌

8番 黒川 美克

9番 柳沢 英希

10番 杉浦 辰夫

11番 北川 広人

12番 鈴木 勝彦

13番 今原 ゆかり

14番 小嶋 克文

15番 内藤 とし子

16番 倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡 初浩

副市長 神谷 坂敏

教育長 都築 公人

企画部長 深谷 直弘

総合政策グループリーダー 榊原 雅彦

秘書人事グループリーダー	杉浦 崇 臣
ICT推進グループリーダー	山下 浩 二
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	中 川 幸 紀
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
財務グループ主幹	清 水 健
市 民 部 長	中 村 孝 徳
市民窓口グループリーダー	内 藤 克 己
経済環境グループリーダー	板 倉 宏 幸
経済環境グループ主幹	都 筑 達 明
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	加 藤 直
地域福祉グループ主幹	唐 島 啓 一
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯 村 和 志
こ ども 未 来 部 長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
土木グループリーダー	杉 浦 睦 彦
都市計画グループリーダー	田 中 秀 彦
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
会 計 管 理 者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	鈴 木 剛
監査委員事務局長	山 本 時 雄
代 表 監 査 委 員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岡 英 城
-------------	---------

主 査 加 藤 定
主 査 神 谷 直 子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともども御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございます。

9月定例会開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本定例会には、同意、条例の制定及び一部改正、令和元年度補正予算、平成30年度決算認定など諸案件が提出をされております。議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年9月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和元年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、同意1件、一般議案15件、補正予算7件、認定8件を御審議いただきますほか、報告1件を申し上げるものでございます。詳細につきましては、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決、御認定、あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、7番、長谷川広昌議員、8番、黒川美克議員を指名いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和元年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月26日及び8月22日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より9月27日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、同意第5号を即決で願い、引き続き、議案の上程、説明を受け、報告第9号について報告を受けます。

9月3日及び4日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月6日に議案第55号から議案第69号までの条例等関係議案及び議案第70号から議案第76号までの補正予算議案並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定議案について総括質疑を行います。

また、議案第59号及び認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会を設置し、9月10日から12日までの3日間、審査をお願いいたします。

総務建設委員会については、議案第55号から議案第58号まで並びに議案第70号から議案第73号まで並びに議案第75号及び議案第76号の10議案を付託、福祉文教委員会については、議案第60号から議案第70号まで及び議案第74号の12議案と陳情第10号から陳情第13号までを付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう格別の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月27日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書4件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されるようお願いをいたします。

次に、7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管をいたしておりますので、随時ごらんをお願いしたいと思います。

報告事項は以上であります。

○議長（北川広人） 日程第3 同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（都築公人） それでは、同意第5号 教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の磯貝 毅氏が来る9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を任命

いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏は、皆様も御案内のとおり、人格が高潔で、教育、文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄から地域の皆様の信望も厚く、平成27年10月からは教育委員として教育委員会の運営に御尽力いただいています。また、平成6年から地域医療に従事されており、医療という専門的な見地から、あるいは保護者としての立場から教育行政に対する貴重な御意見をいただいております、本市教育委員としてまことに適任の方であると存じますので、何とぞ本案に御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第4 議案第55号から議案第69号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添参考資料の1ページ、2ページ及び新旧対照表の1ページから4ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよ

う、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳に記録される旧氏等であらわしている印鑑を登録できることとするため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、第5条の改正は、印鑑登録について、住民基本台帳に記録されている旧氏または旧氏の一部を組み合わせたものであらわされている印鑑を登録できるよう改めるものでございます。

次に、第6条及び第10条の改正は、印鑑登録原票への登録事項及び印鑑登録証明書への記載事項に旧氏を追加するものでございます。

次に、第12条及び第13条の改正は、登録事項の変更の届け出及び登録事項の抹消の要件に、住民票に記載がされている旧氏の変更も含むよう改正するものでございます。

なお、附則において、この条例は令和元年11月5日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第56号から議案第59号までの4議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について御説明を申し上げます。

別添の参考資料2ページ、新旧対照表もあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括整備法」と申します）が本年6月7日に成立、同月14日に公布されたことを受け、高浜市消防団条例の一部改正が必要となったことから、関係条文の整理を行うものでございます。

次に、本条例の改正内容でございますが、第5条、欠格条項では、一括整備法との整合性を図るため、第1号「成年被後見人又は被保佐人」を削除するとともに、第3号の用語の整理を行うものでございます。また、第6条では、第5条との整合性を図るため、必要な整理を行うものでございます。

以上が改正の内容でございます。

なお、附則におきまして、施行日を令和元年12月14日からといたしております。

議案第56号の説明は以上となります。

次に、議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の新旧対照表、参考資料の2ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の資質保持や実態との乖離防止を目的とした5年ごとの指定の更新制が導入されたため、その手続を行う際に特定の者に対する事務の対価として手数料を徴収すること及び水道法施行令の一部改正に伴い引用条文の整備を行うもの

でございます。

それでは、条文に沿って御説明を申し上げます。

第35条第1項、手数料では、水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者指定及び法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新について、それぞれ手数料を1件につき1万円徴収することを定めるものでございます。

第37条の2第1項、給水装置の基準違反に対する措置について、給水装置の構造及び材質基準の規定が水道法施行令第6条に繰り下げられたため、条例中の条文の整備を行うものでございます。

議案第57号の説明は以上となります。

次に、議案第58号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

参考資料の2ページ、また、添付されております図面もあわせてごらんください。

本案は、新たに1路線を市道路線として認定をお願いするものでございます。

新たな路線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により設置をされた道路が本市に帰属されたものでございます。

なお、今回の認定路線の概要は、延長162.5メートル、幅員は4メートルから11.1メートルとなります。

平成31年3月末の認定路線数は775路線、認定総延長は20万4,443.6メートルで、今回の路線を加算いたしますと、認定路線数は776路線、認定総延長は20万4,606.1メートルとなります。

議案第58号の説明は以上となります。

次に、議案第59号 平成30年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成30年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は2億2,436万6,899円で、そのうち減債積立金に4,387万9,001円、建設改良積立金に6,000万円を積み立てさせていただくとともに、1億2,048万7,898円を資本金への組み入れとさせていただくものでございます。

議案第59号の説明は以上でございます。

4議案とも原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） それでは、議案第60号から議案第63号までの4議案について御説明を申し上げます。

初めに、議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の3ページから7ページまでをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものでございます。

条例の内容でございますが、第3条では、会計年度任用職員に支払われる給与について、フルタイム会計年度任用職員、以後「フルタイム職員」と申しますが、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする旨を、パートタイム会計年度任用職員、以後「パートタイム職員」と申しますが、にあつては、報酬及び期末手当とする旨を規定しております。

第4条から第6条までの規定は、フルタイム職員の給料は、職務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める者を除いては、別表第1の給料表及び別表第2の等級別基準職務表を適用し、職務の級については給料表及び等級別基準職務表に従い、号給については市長が規則で定める基準に従い、任命権者が決定をすることといたしております。

第8条から第14条までの規定は、フルタイム職員への地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当の支給については、常勤職員の基準を準用することといたしております。

第15条は、フルタイム職員の退職手当を受ける者の範囲、手当の額等は、愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例の定めるところによることといたしております。

第18条第1項では、月額で報酬を定めるパートタイム職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た額とすることとし、同条第2項では、日額で報酬を定めるパートタイム職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム職員の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た額を乗じて得た額とすることとし、同条第3項では、時間額で報酬を定めるパートタイム職員の報酬額は、基準月額を162.75で除して得た額とすることといたしております。

第19条は、パートタイム職員が正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたときなどにおける時間外勤務に係る報酬について、その支給割合の範囲について定めることといたしております。

第22条は、任期の定めが6月以上または6月以上とみなされるパートタイム職員に対しては、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定めるものを除き、期末手当を支給することといたしております。

第26条及び第27条の規定は、パートタイム職員に対し、通勤及び旅行に係る費用弁償を支給することといたしております。

第29条は、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与は、任命権者が別に定めることとし、第30条では、休職中の会計年度任用職員に対しては、いかなる給与

も支給されないことといたしております。

最後に、附則において、この条例の施行期日は令和2年4月1日といたしております。

続きまして、議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案参考資料の7ページから10ページまでをあわせてごらんいただきますようお願いします。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度の導入に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例について定めるものでございます。

条例の内容は、第2条及び第3条は、高度の専門的な知識経験を一定の期間活用し遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合や、専門的な知識経験が必要とされる一定の業務に期間を限って従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる旨を規定いたしております。

第4条第1項は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが必要である場合には、職員の任期を定めて採用することができる旨を規定いたしております。

第5条は、短時間勤務職員を第4条第1項各号のいずれかの業務に従事させることが必要である場合、住民に対して職員により直接提供されるサービスの提供体制の維持充実を図る場合または職員が介護休暇もしくは育児のための部分休業の承認を受けて勤務をしない場合には、短時間勤務職員の任期を定めて採用することができる旨を規定しております。

第6条及び第7条は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員、以下「特定任期付職員」と申しますが、この特定任期付職員または第3条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合には、5年を超えない範囲において任期の更新ができる旨を規定するとともに、第4条または第5条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年に満たない場合には、3年を超えない範囲内において任期の更新ができる旨を規定するほか、必要に応じて5年まで延長することができる任期の特例についても定めることといたしております。

第8条第1項及び第2項は、特定任期付職員の給料表について定めるとともに、従事する業務に応じて規則で定める基準に従い号給を決定する旨を規定し、第3項は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる旨を規定しております。

第9条は、第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員、以下「任期付短時間勤務職員」と申しますが、この任期付短時間勤務職員の給料月額は、高浜市職員の給与に関する条例、以下「給与条例」と申しますが、この給与条例の規定により算定される給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする旨を規定しております。

第10条第1項は、特定任期付職員には、給与条例における管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤勉手当に関する規定は適用をしないこととし、第2項は、特定任期付職員に対する6月期及び12月期の期末手当の支給割合はそれぞれ100分の167.5とし、第3項は、任期付短時間勤務職員には、給与条例における扶養手当及び住居手当に関する規定は適用しないことといたしております。

最後に、附則の関係でございますが、第1項でこの条例の施行期日を令和2年4月1日とするほか、本条例の制定に伴い、第2項及び第3項では、それぞれ関係する条文の整備を行うものがございます。

続きまして、議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

議案参考資料の10ページから12ページまで並びに新旧対照表の9ページから18ページまでをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例の整備を行うものがございます。

条例の内容は、第1条は、高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、第5条の休職の効果について、第4項として、会計年度任用職員に対する分限による休職の期間は、任命権者が定める任期の範囲内とする規定を追加いたすものがございます。

第2条は、高浜市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部を改正するもので、第4条の減給の効果について、パートタイム職員に対する報酬を懲戒による減給の対象に加えるものとするものがございます。

第3条は、高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表に定める非常勤特別職から、市税徴収員の項、家庭児童相談員の項から公民館長の項まで及び介護相談員の項を除くものがございます。

第4条は、高浜市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第22条の退職手当は、愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例の定めるところによることとする旨を改正するものであります。また、第25条の非常勤職員の給与に関する規定を全部改正し、会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める旨の規定を設けることといたしております。

第5条は、高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するもので、第19条の非常勤職員の給与に関する規定を全部改正し、パートタイム職員及びフルタイム職員の給与の種類についてそれぞれ定めるとともに、給与の基準は、高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用することといたすものがございます。

第6条は、高浜市職員定数条例の一部を改正するもので、第2条の職員の定数については、休職中の職員、育児休業または配偶者同行休業中の職員及び公益的法人等に派遣をされている職員

を職員の定数外とし、当該職員が復職または職務復帰した場合に所定の定数を超える場合は、その超える員数の職員について、1年以内の間、定数外とすることができるように改正するものでございます。

第7条は、高浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正するもので、任期付短時間勤務職員及びフルタイム職員は、高浜市職員の旅費に関する条例の規定の適用を受けるとし、パートタイム職員は、同条例の規定の適用外とするものでございます。

第8条は、高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、第21条の部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて、第2項として、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない時間については、高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して支給する旨の規定を追加するものでございます。

第9条は、高浜市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正するもので、第17条の非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規定を改正し、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、規則で定める基準によることとする旨の規定を設けるものでございます。

第11条は、高浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するもので、第3条の人事行政の運営の状況の報告事項に、フルタイム職員に関する事項を加えるものでございます。

最後に、附則において、この条例の施行期日は令和2年4月1日といたしております。

続きまして、議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の12ページ及び13ページ並びに新旧対照表の19ページから24ページまでをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、同法を引用する人事給与関係の条例について、条文の整備を行うものでございます。

改正の内容は、第1条は、高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員法第16条の欠格条項の規定について、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができる者の欠格事由から、同条第1号の「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、同条第2号以降の号が繰り上げられたため、同条第2号を引用する第5条第3項について条文の整備を行うものでございます。

第2条は、高浜市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、「成年被後見人又は被保佐人」が職員の欠格条項から削られたことに伴い、成年被後見人または被保佐人になったことをもって失職することがなくなったため、期末手当及び勤勉手当の基準日前1カ月以内に地方公務

員法第16条第1号に該当して失職した場合の期末手当及び勤勉手当の取り扱いについて定める第20条、第20条の2、第21条及び第26条について条文の整備を行うものであります。

第3条は、高浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員法第16条第2号から第5号までを引用する第3条第3項について条文の整備を行うものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を、整備法の施行日であります令和元年12月14日といたしております。

以上で、議案第60号から63号までの説明を終わります。いずれにつきましても原案のとおり御可決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正に伴い、要介護1から要介護5の居宅介護サービス等に係る区分支給限度基準額を引き上げるものでございます。

具体的には、区分支給限度基準額を定める第8条において、第1号、要介護1の区分支給限度基準額を1万6,692単位から1万6,765単位に、第2号、要介護2を1万9,616単位から1万9,705単位に、第3号、要介護3を3万1,844単位から3万1,961単位に、第4号、要介護4を3万8,145単位から3万8,277単位、第5号、要介護5を4万2,286単位から4万2,438単位にそれぞれ増額するものでございます。

なお、附則において、施行期日は令和元年10月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） それでは、議案第65号から議案第68号までの4議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について御説明申し上げます。

議案参考資料の13ページをあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、高浜市立幼稚園の授業料を無償化するため、本条例を廃止するものであります。

なお、附則におきまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとし、この条例の施行日の前日までに高浜市立幼稚園に在園する者に係る同日までの授業料については、この条例の施行後もなお従前の例によるものといたしております。

次に、議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の13ページ、14ページをあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、改正後の基準の定めるところとするため、高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を全部改正いたすものであります。

改正の内容ですが、第1条は、条例の趣旨について、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとしてしております。

第2条では、用語の意義を、法において使用する用語の例によるものとしてしております。

第3条では、運営に関する基準を、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第1章に定めるところによるものとしてしております。

なお、附則において、この条例は令和元年10月1日から施行することとしてしております。

次に、議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の14ページ及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

改正の内容は、第6条第2項中の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしてしております。

次に、議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の14ページ及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件に、指定都市の長が行う研修を修了した者を加えるために改正するものであります。

改正の内容は、第10条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしてしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、議案第69号 事業契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料14ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の事業契約の変更は、消費税率が8%から10%に改定されることに伴い、高浜小学校等整

備事業における維持管理業務費及びその他費用の消費税を改定する必要が生じたので、契約金額を1,147万8,120円増額し、変更後の契約金額を48億6,977万5,815円とするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 日程第5 議案第70号から議案第76号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第70号 令和元年度一般会計補正予算（第3回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,950万6,000円を追加し、補正後の予算総額を156億929万円といたすものであります。

8ページをお願いします。

債務負担行為補正は、財務会計システム使用料について、期間及び限度額を定めるとともに、入札参加資格業者管理システム使用料については、消費税率改定に伴う増額に係る期間及び限度額を定めるものであります。

少し飛びまして48ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

9款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額いたすものであります。

12款1項1目民生費負担金及び13款1項6目教育使用料並びに14款1項1目民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金及び子育てのための施設等利用給付費交付金並びに、50ページをお願いいたしまして、15款1項1目民生費県負担金、15款2項2目民生費県補助金及び8目教育費県補助金は、本年10月からスタートいたします幼児教育・保育の無償化に伴い増減いたすものであります。

48ページにお戻りをいただきまして、14款1項1目民生費国庫負担金の児童扶養手当給付費負担金は、児童扶養手当の増加に伴う増額で、14款2項1目総務費国庫補助金及び2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金は、交付額の確定による計上であり、母子家庭等対策総合支援事業費補助金は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る補助金を計上いたす等のものであります。

50ページをお願いいたします。

15款2項9目労働費県補助金は、首都圏から高浜市への移住定住及び市内企業への就業の促進を図るため、移住定住就業支援事業に対する補助金を計上いたすものであります。

16款1項1目財産貸付収入は、勤労青少年ホーム跡地活用事業におけるテニスコートの供用開始に伴い計上いたすものであります。

17款1項3目総務費寄附金は、市制施行50周年記念事業のため、神谷建設株式会社様及び株式会社八大不動産様からそれぞれ100万円を、株式会社三洋商店様から17万5,091円を、株式会社ハウスジャパン様から4万9,600円を御寄附いただきましたほか、4目教育費寄附金は、前教育委員神谷次男様から500万円を御寄附いただいたものであります。

52ページをお願いします。

18款1項1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金は今回の補正予算の財源調整として、公共施設等整備基金繰入金は勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金の減額に伴い、それぞれ減額いたすものであります。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

20款4項4目雑入は、幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収する主食費及び副食費を計上いたす等のものであります。

54ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

2款1項11目財産管理費の市役所本庁舎整備事業は、消費税率の改定に伴い市役所本庁舎借上料を増額いたすもので、12目企画費の市制施行50周年記念事業は、プレイベントに必要な経費を計上いたすものであります。

56ページをお願いします。

2款8項1目基金費の基金運用事業は、指定寄附金の市制施行50周年記念事業基金への積み立てを行うものであります。

3款1項16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により、特別会計への繰出金をそれぞれ減額いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費は、保育の無償化に伴い、2. 保育園管理運営事業の扶助費（施設型給付費）及び58ページをお願いいたしまして、4. 家庭的保育推進事業の地域型保育給付費をそれぞれ増額するほか、5. 子育てのための施設等利用給付事業は、認可外保育施設などを利用する3歳以上の児童及び住民税非課税世帯の3歳未満の児童に対して支給する子育て支援施設等利用給付費を計上いたすものであります。

3目家庭支援費の2. 児童扶養手当等支給事業は、制度改正により、本年11月からの手当の支払い回数が増加することに伴い、児童扶養手当を増額するとともに、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を新たに計上するほか、4. ひとり親家庭等生活支援事業は、法改正による制度の充実に伴い、高等技能訓練促進費を増額いたすものであります。

4款1項2目保健・予防費の電算情報管理事業は、契約金額の確定に伴い、保健総合システム

構築業務委託料を減額いたすものであります。

60ページをお願いします。

5款1項2目労働対策推進費の3. 移住定住就業支援事業は、首都圏から高浜市への移住定住及び市内企業への就業の促進を図るための補助金を計上いたすものであります。

10款2項2目の教育振興費及び62ページをお願いいたしまして、3項2目の教育振興費は、教育費寄附金を活用し、各小・中学校に楽器を購入いたすものであります。

10款4項1目幼児教育費の2. 幼稚園維持管理事業は、高取幼稚園におけるアスベスト含有調査箇所を増加することに伴い委託料を増額するほか、幼児教育の無償化に伴い幼稚園給食費負担金を計上するとともに、7. 子育てのための施設等利用給付事業は、従来の私立幼稚園就園奨励費補助金にかわるものとして、私立幼稚園授業料等軽減給付費を計上いたすものであります。

10款5項4目青少年育成・活動支援費の青少年ホーム管理事業は、事業の完了に伴い、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金を減額いたすものであります。

10款6項1目保健体育総務費の学校保健体育事業は、働き方改革に伴い、長時間勤務の教員に対して医師による面接指導を行うための委託料を増額いたすものであります。

12款公債費は、平成20年度に借り入れた市債の利率見直し等に伴い、元金及び利子を増減いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,632万6,000円を追加し、補正後の予算総額を33億1,422万6,000円とするものでございます。

補正予算説明書の78ページをお願いいたします。

歳入の4款2項1目支払準備基金繰入金1,987万7,000円の減額は、繰越金の額の確定に伴い、国民健康保険支払準備基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、5款1項1目その他繰越金は、平成30年度の決算額の確定に伴い、1億620万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

80ページをお願いいたします。

5款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源であります8,632万6,000円を支払準備基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,866万8,000円を増額し、補正後の予算総額を9,032万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書88ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目繰越金4,866万8,000円は、前年度の決算額の確定に伴う補正でございます。

次に、90ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第73号 令和元年度公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の23ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,072万4,000円を追加し、補正後の予算総額を9,557万4,000円といたすものであります。

98ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、6,072万4,000円を増額いたすものであります。

100ページをお願いします。

歳出の2款1項1目予備費は、今回の補正予算の財源調整として、前年度繰越金と同額の6,072万4,000円を増額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書29ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ5,587万2,000円を追加し、補正後の予算総額を26億8,191万7,000円といたすものでございます。

なお、介護サービス事業勘定については、歳入歳出の総額に変更はなく、32ページの第2表歳

入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロとなっております。

次に、補正予算説明書110ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定の歳入でございますが、4款1項1目介護給付費交付金は、平成30年度の額の確定などに伴い過年度分として増額を、2目地域支援事業支援交付金は、平成30年度の超過分を本年度の交付金において調整することに伴い減額いたすものであります。

7款1項1目一般会計繰入金は、平成30年度の実績に伴い減額するもので、8款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

112ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、4款1項介護予防事業費から4項その他諸費は、いずれも地域支援事業支援交付金の減額に伴う財源更正で、補正額はゼロであります。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度からの繰越金により3,465万7,000円を積み立てるもので、6款1項3目介護給付費等過年度分返還金は、平成30年度介護給付費負担金等の額の確定に伴う返還金でございます。

120ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金が生じたことに伴い130万8,000円を減額、3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、議案第75号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の35ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ227万1,000円を追加し、補正後の予算総額を5億503万8,000円とするものでございます。

補正予算説明書の128ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、前年度繰越金の額の確定に伴う繰入金の精算により、職員給与費等繰入金を98万9,000円減額するものでございます。

4款1項1目繰越金は、平成30年度の決算額の確定に伴い、326万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

130ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について、平成30年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し、納付未済となっております227万1,000円を増額す

るものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第76号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の下水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算により発生する特例的収入及び支出について補正するものでございます。

平成31年3月31日の打ち切り決算により特例的収入及び支出の金額が確定し、特例的収入を985万6,000円増額し7,713万8,000円とし、特例的支出を7,692万4,000円減額し2億4,124万2,000円とするものでございます。

補正予算説明書の10ページをお願いいたします。

打ち切り決算により特例的収入及び支出の金額が確定したことにより、高浜市下水道事業の開始貸借対照表は記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前10時58分休憩

午前11時8分再開

○議長（北川広人） それでは時間が少し早いようですけれども、再開をさせていただきます。

日程第6 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、認定第1号 平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について提案理由の御説明を申し上げます。

決算書の2ページ、会計別決算総括表をお願いいたします。

一般会計の歳入決算額は178億5,356万8,838円であり、歳出決算額は170億1,322万6,968円であり、歳入歳出差引残額は8億4,034万1,870円であります。

決算書の中ほどになりますが、204ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支につきましては、3. 歳入歳出決算差引額から4. 翌年度に繰越すべき財源を引いた、5. 実質収支額は7億5,947万3,870円であります。

続きまして、別冊の主要施策成果説明書をお願いいたします。

初めに、10ページ、11ページの款別歳入年度比較表をお願いいたします。

1 款市税の収入済額は、11ページ上段のとおり92億692万1,822円で、前年度比6.7%の増、増の主な要因は、法人市民税の増によるものであります。

24ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は1億678万5,883円であり、25ページの3 款利子割交付金は1,566万円であり、4 款配当割交付金は4,466万1,000円であり、5 款株式等譲渡所得割交付金は3,399万6,000円であります。

26ページをお願いいたします。

6 款地方消費税交付金は8億6,548万7,000円であり、27ページの7 款自動車取得税交付金は5,750万4,000円であり、8 款地方特例交付金は5,991万7,000円であります。

9 款地方交付税は1億8,627万1,000円であり、うち普通交付税は平成27年度以来3年ぶりに交付をされ、8,948万9,000円であります。

28ページをお願いいたします。

10 款交通安全対策特別交付金は667万1,000円であり、11 款分担金及び負担金は2億1,736万9,239円であり、29ページの12 款使用料及び手数料は1億5,740万926円であります。

30ページをお願いいたします。

13 款国庫支出金は22億9,697万575円であり、前年度と比較して34.4%の増、増の主な要因は、高浜小学校等整備事業に係る小学校費補助金の増によるものであります。

31ページの14 款県支出金は12億3,986万3,720円であり、前年度と比較して26.4%の増、増の主な要因は、たかとりこども園整備に係る児童福祉費補助金の増によるものであります。

33ページをお願いいたします。

16 款寄附金は6,304万163円であり、うち、ふるさと応援寄附金は、前年度と比較して73.9%増の5,872万8,000円であります。

34ページをお願いいたします。

17 款繰入金は2億612万5,903円であり、高浜小学校等整備事業に係る公共施設等整備基金繰入金2億円が主なものであります。

18 款繰越金は6億2,873万8,772円であり、35ページの19 款諸収入は4億1,511万353円でありま

す。

37ページをお願いいたします。

20 款市債は20億1,740万円であります。

38ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1 款議会費は1億5,177万1,334円あります。

41ページをお願いいたします。

2款総務費は17億8,178万7,456円で、主な取り組みといたしましては、64ページをお願いいたします。

9. 地方創生推進交付金事業では、I o Tを活用した児童の見守りサービスの実証実験を実施したほか、統合型GIS及び市民公開型地図情報配信システムを導入いたしました。

66ページをお願いいたします。

10. ICT推進事業では、行政・教育現場において多言語に対応するための外国語翻訳システムを市役所窓口や小・中学校に導入いたしました。

67ページをお願いいたします。

11. 地域少子化対策重点推進交付金事業では、婚活力向上セミナー及び交流イベントを開催し、カップルの成立に結びつけました。

84ページをお願いいたします。

1. 災害支援活動事業では、平成30年7月豪雨で被害のあった倉敷市及び東広島市に職員を派遣したほか、台風21号で被害のあった大阪府千早赤阪村に支援物資としてブルーシートを提供いたしました。

99ページをお願いいたします。

3款民生費は64億2,494万1,434円で、主な取り組みといたしましては、123ページをお願いいたします。

13. 地域医療介護総合確保基金事業では、特別養護老人ホーム高浜安立荘の多床室のプライバシーを保護するための改修に対する補助を行いました。

140ページをお願いいたします。

保育園管理運営事業の(9)認定こども園整備費補助金・負担金では、たかとりこども園の整備のための補助等を行い、保育ニーズに対応した子育て環境の整備を図りました。

154ページをお願いいたします。

17. 子ども・子育て会議運営事業では、次期子ども・子育て支援計画の策定に向けたアンケート調査等を行いました。

157ページをお願いいたします。

4款衛生費は18億8,646万4,453円で、主な取り組みといたしましては、158ページの1. 老人・成人保健事業において各種健康診査を実施いたしましたほか、166ページをお願いいたします。

6. 妊娠出産包括支援事業では、産後うつの予防など、出産後間もない時期の心と体の健康を守るため、産婦健康診査を充実いたしました。

167ページの2. 地域医療振興事業では、地域医療を継続するため、刈谷豊田総合病院高浜分

院の運営及び移転新築等に対する補助を行いました。

183ページをお願いいたします。

5款労働費は61万9,400円であります。

184ページをお願いいたしまして、6款農林水産業費は1億3,287万5,311円であり、主な取り組みといたしましては、193ページをお願いいたします。

2. 排水路樋門維持管理事業では、服部新田排水機場ポンプ設備の更新を行いました。

194ページをお願いします。

7款商工費は2億884万8,820円であり、主な取り組みといたしましては、198ページをお願いいたします。

10. 地方創生推進交付金事業では、まち・ひと・しごと創出の好循環をつくり出すため、引き続き、高校生SBP（ソーシャル・ビジネス・プロジェクト）に取り組みました。

202ページをお願いいたします。

8款土木費は12億9,439万1,300円で、主な取り組みといたしましては、208ページをお願いいたします。

市道新設改良事業の（3）公有財産購入では、市道港線に係る公有財産を購入したほか、210ページをお願いし、1. 治水砂防事業では、準用河川である鮫川河川改修計画に基づき、改修事業に必要な用地測量及び実施設計を行いました。

216ページをお願いいたします。

1. 公営住宅管理事業の（2）委託では、市営住宅長寿命化計画を策定したほか、（3）工事請負では、葭池住宅の解体及び湯山住宅の排管の修繕を行いました。

218ページをお願いいたします。

1. 建築総務事業の（6）空家等対策計画策定支援業務委託では、空き家対策の推進を図るため、空家等対策計画を策定いたしました。

222ページをお願いいたします。

9款消防費は5億1,651万8,636円でありまして、消防団活動の活性化を図ったほか、広域消防事業への経費の支出を行いました。

224ページをお願いいたします。

10款教育費は37億6,360万2,729円で、主な取り組みといたしましては、228ページをお願いいたします。

1. 小学校維持管理事業の（2）小学校の施設等管理委託では、小学校空調設備導入基礎調査業務のほか、学校施設長寿命化計画策定基礎調査業務等を行いました。

229ページから230ページの（3）小学校の工事請負では、高浜小学校東側法面改修のほか、吉浜小学校及び高取小学校の照明器具LED化などを行い、教育学習環境の向上を図りました。

233ページをお願いいたします。

1. 高浜小学校等整備事業では、第1期工事（校舎棟）が完了し、新校舎での授業が本年4月から行われております。

235ページをお願いいたします。

2. 中学校維持管理事業の（2）中学校の施設管理等委託では、小学校同様、空調設備導入基礎調査業務等を行いました。

（3）中学校の工事請負では、高浜中学校の外壁等改修、南中学校のトイレ改修及びテニスコート整備などを行い、教育学習環境の向上を図りました。

238ページをお願いいたします。

2. 幼稚園維持管理事業の（6）幼稚園の工事請負では、吉浜幼稚園の空調機設置工事に着手をいたしました。

241ページをお願いいたします。

3. 生涯学習施設管理運営事業では、高浜小学校との複合施設として本年4月に開設した地域交流施設たかびあの運営準備を行いました。

248ページをお願いいたします。

3. 青少年ホーム管理事業では、勤労青少年ホーム跡地活用事業の進捗を図るため、勤労青少年ホームの解体等を行いました。

251ページをお願いいたします。

1. 文化財保護事業では、市誌編さんにおける資料収集や調査など本格的な整理作業を進めるとともに、調査の中間報告としてシンポジウムを開催いたしました。

257ページをお願いいたします。

生涯スポーツ推進事業の（4）工事請負では、碧海テニスコートの整備を行ったほか、勤労青少年ホーム跡地活用事業の進捗を図るため、南テニスコートの撤去を行いました。

265ページをお願いいたします。

12款公債費は、元金・利子合わせて8億4,591万4,194円であります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では208ページから、主要施策成果説明書では269ページからになります。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書で説明させていただきますので、説明書の269ページをお願いいたします。

平成30年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は、全体で世帯数が4,844世帯、被

保険者数が7,836人となっております。

270ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の総額は9億1,032万430円で、前年度と比較し5.6%、5,367万3,961円の減となっております。収納率につきましては、現年課税分が91.3%、滞納繰越分が34.1%で、全体の収納率は77.2%となっております。

2 款県支出金は20億6,010万7,734円で、保険給付費等交付金などが主なものであります。

3 款財産収入は5万4,895円で、国民健康保険支払準備基金利子であります。

4 款繰入金は一般会計繰入金、5 款繰越金は前年度繰越金であります。

6 款諸収入は、延滞金及び不正利得による返納金などが主なものであります。

以上、歳入決算総額は35億3,976万3,144円で、前年度と比較し13.3%、5億4,417万6,199円の減となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

272ページをお願いいたします。

1 款総務費は7,235万6,771円で、職員の人件費を初め、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

276ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度比4.4%減の20億3,861万1,643円で、一般被保険者療養給付費として17億6,254万5,752円、退職被保険者等療養給付費として1,643万7,675円を支出したほか、278ページから279ページの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支出いたしております。

280ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は10億6,863万232円で、被保険者の保険給付費等に必要な財源を愛知県に支払いました。

282ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は3,287万2,619円で、特定健康診査等事業として、特定健康診査に係る委託を初め、診療報酬明細書（レセプト）点検事業、健康診査費用助成事業、国保ヘルスアップ事業を実施し、被保険者の健康保持・増進のための保健事業を推進いたしました。

285ページをお願いいたします。

5 款基金積立金は、平成30年度において合計1億5,526万4,895円の積み立てを行い、平成30年度末現在の支払準備基金残高は2億2,002万5,013円となっております。

286ページをお願いいたします。

7 款諸支出金は6,582万2,884円で、過年度分の過誤納保険税の還付金及び過年度補助金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は34億3,355万9,044円で、前年度比10.1%、3億8,737万3,041円の減となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第3号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では35ページから39ページ及び236ページから244ページ、主要施策成果説明書では290ページから292ページでございます。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書で説明をさせていただきます。

説明書の290ページをお願いいたします。

歳入総額は4,985万2,541円で、予算現額に対する割合は100.1%、調定額に対する割合は100%で、前年度対比では110%、452万3,468円の増となっております。

歳出総額は118万3,513円で、予算現額に対する割合は63.2%で、前年度対比では154.6%、41万8,041円の増となっており、歳入歳出差引額は4,866万9,028円でございます。

次に、歳入でございますが、1款財産収入527万1,073円は、土地開発基金所有地3件の財産貸付収入と本会計所有地7件の不動産貸付及び1件の土地売却収入でございます。

2款繰越金4,456万3,601円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

次に、歳出でございますが、1款土地取得費118万3,513円は、未利用地の維持管理費用の委託料などでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では43ページから47ページと248ページから262ページ、主要施策成果説明書では295ページから310ページをお願いいたします。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書で説明をさせていただきます。

説明書の295ページをお願いいたします。

歳入総額は15億6,331万5,011円で、予算現額に対する割合は95.9%、調定額に対する割合は95.3%で、前年度対比では108.7%、1億2,563万3,662円の増となっております。

歳出総額は13億2,026万5,159円で、予算現額に対する割合は81.0%で、前年度対比では95.6%、6,076万6,748円の減となっておりまして、歳入歳出差引額は2億4,304万9,852円でございます。

平成30年度につきましては、令和元年度より公営企業会計に移行するために、打ち切り決算となりました。

次に、歳入でございますが、1款分担金及び負担金4,062万8,780円は、主に318件の下水道事

業受益者負担金を収納したものでございます。

2 款使用料及び手数料 2 億 8,867 万 1,989 円は、主に公共下水道供用開始区域における有収水量 268 万 3,741 立方メートルに対する下水道使用料でございます。

3 款国庫支出金 1 億 2,948 万円は社会資本整備総合交付金で、交付金対象事業費 2 億 5,896 万円に対し、交付率が 2 分の 1 でございます。

5 款繰入金 6 億 7,180 万 1,000 円は、主に人件費、借入金償還分などとして一般会計より繰り入れをお願いしたものでございます。

6 款繰越金 5,664 万 9,442 円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

8 款市債 3 億 7,530 万円は、平成 30 年度分の公共下水道事業で 3 億 1,800 万円を地方公共団体金融機構、流域下水道事業で 4,560 万円を財務省から借入れ、公営企業会計適用事業で 1,170 万円を岡崎信用金庫より借入れしたものでございます。

次に、歳出でございますが、1 款下水道事業費 7 億 2,893 万 318 円は、主に維持管理費に係る下水道施設維持管理事業、下水道建設費に係る汚水施設建設事業の委託料、工事請負費、物件移転補償費等でございます。

301 ページをお願いいたします。

1 項総務管理費、2 目維持管理費の 2 億 2,980 万 1,179 円は、下水道施設維持管理事業で 2 億 2,066 万 973 円と、下水道管路管理事業で 914 万 206 円を支出しており、その内容については記載のとおりでございます。

303 ページをお願いいたします。

2 項下水道建設費、1 目下水道建設費の 4 億 7,052 万 623 円は、汚水施設総務事業で 7,001 万 8,230 円、汚水施設建設事業で 3 億 7,863 万 2,793 円の支出をしており、内容につきましては記載のとおりでございます。

309 ページをお願いいたします。

2 款公債費 5 億 9,133 万 4,841 円は、借入金元金償還事業の 4 億 4,759 万 708 円及び借入金利子償還事業の 1 億 4,374 万 4,133 円で、公共下水道及び流域下水道の整備費として地方公共団体金融機構、財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社等から借入れを行ったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川 広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 認定第 5 号 平成 30 年度公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の 314 ページをお願いいたします。

公共駐車場事業特別会計の歳入決算額は、上段の表のとおり 8,591 万 8,043 円で、歳出決算額は、下段の表のとおり 2,519 万 2,196 円であり、歳入歳出差引残額は 6,072 万 5,847 円であります。

まず歳入であります、1款使用料及び手数料の収入済額は3,254万200円で、前年度と比較して6.4%の減、プリペイドカードの販売収入の減が主な要因であります。

2款繰越金は5,336万5,877円で、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出であります、1款駐車場費は2,519万2,196円で、主な内容といたしましては、316ページをお願いいたします。

1. 公共駐車場管理事業の(2)修繕では、車路の照明器具をLEDに取りかえたほか、(3)の委託では、三高駅西駐車場の使用料の収納業務や建物・設備の維持管理等の業務を指定管理者に委託し、利用者の利便性の向上を図りました。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(北川広人) 福祉部長。

○福祉部長(加藤一志) それでは、認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では280ページから326ページ、主要施策成果説明書では321ページから358ページを御参照ください。

主要施策成果説明書の321ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は26億2,490万9,147円、歳出決算額は25億5,494万7,244円で、歳入歳出差引額は6,996万1,903円となっております。

平成30年度末の第1号被保険者数は、前年度と比較して1.4%増の9,169人、要介護・要支援の認定者数については、前年度と比較して13.4%増の1,663人となっております。

322ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款保険料は6億4,984万5,610円で、前年度対比5.8%の増となっております。徴収率は、前年度と比較して0.3ポイント増の96.5%でございます。

次に、2款使用料及び手数料は93万5,100円で、宅老所等の使用料が主なものでございます。

3款国庫支出金は5億3,476万118円で、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金並びに地域支援事業に対する交付金でございます。

4款支払基金交付金は6億3,349万5,842円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金は3億4,843万8,350円で、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6款財産収入は介護給付費準備基金の利子、7款繰入金の3億5,432万4,480円は一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金1億172万3,028円は前年度からの繰越金、9款諸収入の118万6,608円は、居宅介護

支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

324ページをお願いいたします。

1 款総務費5,542万3,185円は、介護保険事業運営に係る職員の人件費のほか、介護認定審査会、介護認定調査及び介護保険審議会に係る経費が主なものでございます。

327ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度対比3.5%増の23億344万2,480円で、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスのほか、介護予防サービスなどの給付費を支出いたしております。

335ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費は474万1,615円で、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を図るための居宅介護用品等の給付及び住宅改修費の補助でございます。

336ページからの4 款地域支援事業費1 億2,377万312円は、総合事業である介護予防・生活支援サービス事業及び生涯現役のまちづくり事業を初めとした一般介護予防事業、また、地域包括支援センター運営事業に係る経費が主なものでございます。

352ページをお願いいたします。

5 款基金積立金4,009万3,011円は、介護給付費準備基金及び基金利子への積み立て、6 款諸支出金2,747万6,641円は、国及び県に対する介護給付費負担金の過年度返還分が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

355ページをお願いいたします。

歳入決算額は4,502万5,039円、歳出決算額は4,371万5,706円で、歳入歳出差引額は130万9,333円となっております。

356ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料の957万5,856円は、介護予防サービス計画の作成に係る手数料収入でございます。

2 款繰入金2,845万9,000円は一般会計からの繰入金、3 款繰越金699万183円は前年度からの繰越金でございます。

358ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1 款サービス事業費は4,371万5,706円で、地域包括支援センターの運営に係る職員の人件費のほか、居宅介護支援事業所に対する介護予防支援事業費及び介護予防ケアマネジメント事業の委託料が主なものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では330ページから、主要施策成果説明書では361ページからになります。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書で説明させていただきますので、説明書の361ページをお願いいたします。

まず、平成30年度末現在の被保険者の状況であります。所得の少ない1割負担の方が4,484人、現役並み所得の3割負担の方が390人、合計で4,874人となっており、前年度と比較して100人の増となっております。

362ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は3億8,720万900円で、前年度比0.8%、318万3,500円の減となっており、収納率につきましては99.1%でございます。

3款繰入金は1億166万3,614円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4款繰越金は前年度繰越金であります。

5款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金などが主なものであります。

以上、歳入決算総額は4億9,696万5,266円で、前年度比1.3%、638万5,182円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

364ページをお願いいたします。

1款総務費は3,324万2,383円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

366ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億5,506万3,394円で、保険料負担金として3億8,635万7,780円、保険基盤安定制度負担金として6,870万5,614円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

367ページをお願いいたします。

3款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等であります。

以上、歳出決算総額は4億8,870万4,977円で、前年度比較1.2%、577万5,306円の増となっております。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊となっております水道事業会計の決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、6ページから9ページまでと24ページから29ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいております。

それでは、6、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、第1款水道事業収益の決算額は9億516万2,898円で、予算対比103%、2,659万3,898円の増、前年度対比で101.3%、1,167万7,667円の増となりました。

第1項営業収益の決算額は8億3,536万3,763円で、予算対比102.6%、2,091万5,763円の増、前年度対比で101.0%、829万1,226円の増で、この主な収入は水道料金収入でございます。

第2項営業外収益の決算額は6,979万9,135円で、予算対比108.9%、567万8,135円の増、前年度対比では105.1%、338万6,441円の増となりました。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は7億8,141万959円で、執行率は93.1%、不用額は5,812万3,041円で、前年度対比では103.7%、2,788万9,823円の支出増となっております。

第1項の営業費用は決算額7億5,823万3,401円で、執行率は94.0%、不用額は4,803万5,599円となりました。この執行額の主なものは、受水費、委託料、動力費及び減価償却費並びに人件費等でございます。

第2項の営業外費用は、決算額が2,317万7,558円、執行率が76.6%で、この執行額の主なものは企業債の支払い利息等でございます。

続きまして、8、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の1款資本的収入は決算額1億977万6,341円で、予算対比で92.7%、859万6,659円の減となっております。

第2項出資金は決算額2,049万1,000円で、水道施設耐震化事業の一般会計繰入金でございます。

第3項負担金は決算額5,898万5,341円で、予算対比91.5%、549万2,659円の減で、下水道工事に伴う配水管移設工事負担金等の精算によるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は4億959万9,986円で、予算に対する執行率は86.7%で、不用額は6,290万6,014円でございます。この執行額の主なものは、下水道工事に伴う配水管移設工事、重要給水施設配水管布設替工事、高浜配水場自家発電設備更新工事等の建設改良工事費並びに企業債償還金等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,982万3,645円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填いたし

ております。

次に、10ページをお願いいたします。

損益計算書であります、本年度の純利益は1億387万9,001円となりました。

12、13ページをお願いいたします。

平成30年度の剰余金計算書でございます。

中段の処分後残高は、前年度末残高から前年度処分額を加味したもので、資本金は32億8,087万5,839円、剰余金の利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金があり、利益剰余金合計は1億7,839万5,419円、資本合計は34億5,927万1,258円でございます。

最下段になりますが、これに当年度変動額を加味した当年度末残高は、資本金が33億136万6,839円、剰余金の利益剰余金合計は2億8,227万4,420円、資本合計は35億8,364万1,259円でございます。14ページに剰余金処分計算書(案)をつけさせていただいております。

最後になりますが、34ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。平成30年4月1日から平成31年3月31日までの資金の流れを捉え、業務活動、投資活動、財務活動に分類した計算書となります。

結果は、業務活動のキャッシュ・フローは2億6,501万1,225円のプラス、投資活動のキャッシュ・フローは2億4,174万6,478円のマイナス、財務活動のキャッシュ・フローは999万6,898円のマイナスとなります。水道事業全体で捉えますと、現金及び現金同等物の増減額は1,326万7,849円の資金増となりました。

以上が平成30年度の水道事業の決算概要でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(北川広人) お諮りいたします。

このまま続けますと12時を超えますけれども、引き続いて進めてよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人) それでは、御異議なしと認めます。

それではここで、監査委員に平成30年度各会計決算認定について審査報告をお願いいたします。代表監査委員。

[代表監査委員 伴野義雄 登壇]

○代表監査委員(伴野義雄) それでは、平成30年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の6特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類等は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、その内容は関係書類と符合し、適正に表示され、計数も正確であると認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い、諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行されているものと認められました。

これら審査内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査については、その結果を議長に報告申し上げるとともに、平成30年度決算審査意見書を配付させていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

以上により、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

〔代表監査委員 伴野義雄 降壇〕

○議長（北川広人） 日程第7 報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものでございます。

1枚はねていただきまして、同法第3条第1項の規定による健全化判断比率は、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回り、健全な水準となっております。

各指標について御説明させていただきます。

実質赤字比率は、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、実質赤字比率はなく、バー表示となっております。

連結実質赤字比率は、算定上、実質赤字額及び資金不足額はなく、黒字となったことから、連結実質赤字比率はなく、バー表示となっております。

実質公債費比率は、マイナス0.7%で、前年度と比較して0.3ポイントの改善となっております。

将来負担比率は、算定上、将来負担額より標準財政規模が上回ったことから、将来負担比率はなく、バー表示となっております。

続きまして、公営企業資金不足比率でございます。公共下水道事業特別会計及び水道事業会計は、ともに資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率はなく、バー表示となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） ここで、監査委員に報告第9号 平成30年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査報告をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（伴野義雄） それでは、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました平成30年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業資金不足比率につきましても、資金不足はなしであることを確認しました。

以上で、平成30年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。

○議長（北川広人） ただいまの報告第9号は報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月3日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後0時4分散会